
情報連携（試行運用）開始に向けた 自治体中間サーバーに係る対応等について

平成29年4月

地方公共団体情報システム機構

目次

1. 平成29年7月からの情報連携（試行運用）開始前までの作業について
2. 平成29年7月からの情報連携（試行運用）開始後の作業について
3. 地方公共団体における運用について
4. 自治体中間サーバー・ソフトウェア機能強化
5. 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスについて

各作業の手順等の詳細については、既に各種マニュアルでお知らせしていますので、作業を行う上での注意点等を中心に記載しています。

1.平成29年7月からの情報連携 (試行運用) 開始前までの作業について

1.1 平成29年7月からの情報連携（試行運用）開始前までの作業項目

自治体中間サーバーを利用する上で、平成29年7月からの情報連携（試行運用）開始までに行う作業内容として次の項目があります。

■ 副本登録

◆ 副本登録を行う上での前提作業

◆ 副本登録時の注意点・依頼事項

 副本データの正確性の担保

 副本アップロード時の留意事項

 副本登録進捗状況の確認

副本登録作業を行う際に必要となる詳細作業等については、本番用副本登録実施要領（地方公共団体向け）に記載していますので、本資料では作業を行う際にポイントとなる点を中心に記載しています。

■ 副本登録(差分登録)

■ 副本登録結果確認

■ 差分符号取得

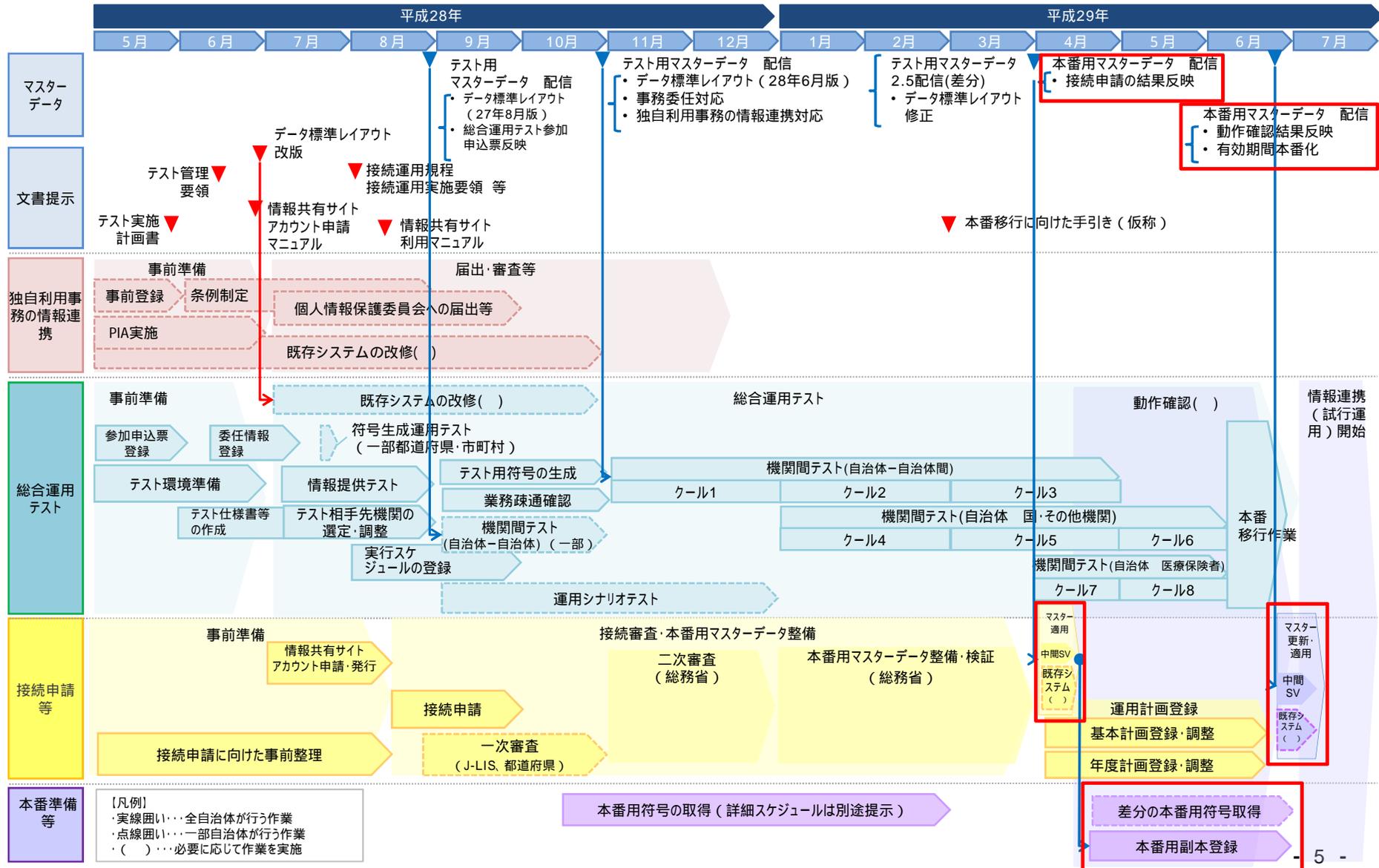
■ 自治体－国機関の機関間テスト

■ 情報連携（試行運用）開始後に必要となる部署・アカウントの作成、接続機器の登録

1.2 平成29年7月からの情報連携（試行運用）開始までのスケジュール

出典：総合運用テスト管理要領(第4.1版)(3月16日付)

情報連携（試行運用）の開始に向けて、地方公共団体での対応が必要となる事項及びスケジュールを以下に示すとともに、本章の記載範囲を**枠線**で示す。



1.3 副本登録を行う上での前提作業

■ 副本を登録する上での前提作業

- 副本登録を行う際に前提となる主な作業を示しています。次ページ以降で、作業を行う上でのポイントを説明します。

項番	作業項目	本番用副本登録実施要領（地方公共団体向け）記載箇所
(1)	副本データ(特定個人情報ファイル)の準備	3.4.1
(2)	自治体中間サーバーの実行モードが通常実行モードに切り替わっていることの確認	3.4.2
(3)	情報提供NWS配信マスター及び独自マスタの適用完了確認及び部署登録	3.4.3
(4)	副本登録に必要な自治体中間サーバーのアカウント作成	3.4.5
(5)	作成済みの自治体中間サーバーのアカウント有効期限が切れていないことの確認	3.4.6
(6)	副本登録に必要な接続機器情報が自治体中間サーバーに登録されていることの確認	3.4.7
(7)	既存システムが本番環境に切り替わっていることの確認	3.4.8
(8)	既存システムに情報提供NWS配信マスター及び独自マスタが取り込まれていることの確認(既存システムの必要に応じて実施)	3.4.9
(9)	VPN切断が発生していないことの確認	

(6)、(8)は本資料での説明を省略していますので、本番用副本登録実施要領で御確認ください。

1.3 副本登録を行う上での前提作業

本番用副本登録する際の参照資料

- 本番用副本登録実施要領（H29.3.8第2.1版 地方公共団体向け）の参照する主なドキュメントは、以下のとおりです。ドキュメントはDigital PMO及びサポートサイトに掲載しています。

No.	参考資料	配付元	本書での略称
1	本稼働に向けた本番用副本登録検討資料	内閣官房番号制度推進室 総務省大臣官房企画課個人番号企画室 地方公共団体情報システム機構	検討資料
2	情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針第04.04版	内閣官房番号制度推進室	共通指針
3	正本及び副本登録・更新の基本ルール第1.00版	内閣官房番号制度推進室	運用ルール案
4	番号法に係るデータ標準レイアウト関連様式	内閣官房番号制度推進室	データ標準レイアウト
5	「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」外部インターフェイス仕様書第1.7版	地方公共団体情報システム機構	外部インターフェイス仕様書
6	地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」自治体中間サーバーにおける特定個人情報の取扱いについて第1.0版	地方公共団体情報システム機構	特定個人情報の取扱い
7	自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービス利用マニュアル第2.3版	地方公共団体情報システム機構	ASPサービス利用マニュアル
8	操作マニュアル(業務担当者用) 第2.4版	地方公共団体情報システム機構	操作マニュアル(業務担当者用)
9	操作マニュアル(システム管理者用)第2.4版	地方公共団体情報システム機構	操作マニュアル(システム管理者用)
10	利用環境整備ガイド(諸元値)第3.0版	地方公共団体情報システム機構	利用環境整備ガイド
11	自治体中間サーバー利用マニュアル第2.2版	地方公共団体情報システム機構	自治体中間サーバー利用マニュアル
12	VPN装置取扱マニュアル第2.2版	地方公共団体情報システム機構	VPN装置取扱マニュアル

1.3 副本登録を行う上での前提作業

1.3.1 副本データ(特定個人情報ファイル)の準備

本番用副本登録に当たっての運用ルール(正本及び副本登録・更新に係る基本ルール 第1.00版)

情報連携開始時点の情報提供対象

- 平成28年1月1日以降の特定個人情報を情報提供対象とする。

情報提供すべき年の範囲

- 5年分とする。原則、中間サーバーに副本データを登録するものとする。
- 5年を経過した副本データについては、中間サーバーの容量制限や各団体の情報管理規程等に基づき必要に応じ削除対応を行う。



Point!

基本ルール以外にも、特定個人情報ごとに運用ルールが定められていますので、「特定個人情報毎の副本登録ルールについて(第1.10版)」を確認してください。



Point!

- 5年を経過した副本の削除については、副本登録時に公開終了日を設定することで、5年経過後に自動的に削除されます。
- 公開終了日を設定しない場合は、5年後に該当する特定個人情報を削除する必要があります。
- 公開終了日の設定については、本番用副本登録実施要領-「3.4.1 副本データ(特定個人情報ファイル)準備」を参照してください。
- 特定個人情報の削除手順については、以下のドキュメントを参照してください。

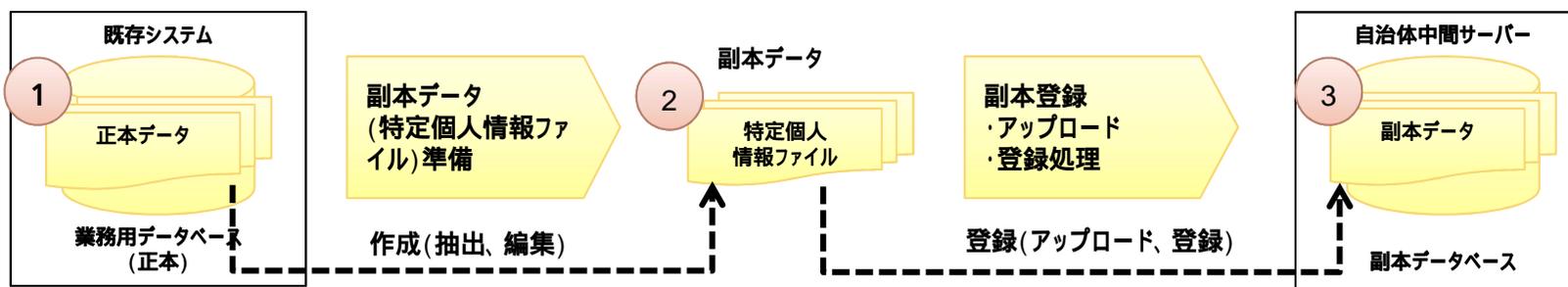
#	参照箇所	参照箇所
1	[文書5]外部インターフェイス仕様書	別紙1電文設計書 IF_DBM_10111_R01(特定個人情報の更新依頼電文)、 IF_DBM_20113_R01(特定個人情報ファイルの登録依頼電文)
2	[文書8]操作マニュアル(業務担当者用)	4.4.1 特定個人情報(連携対象)の登録・削除

1.3 副本登録を行う上での前提作業

1.3.1 副本データ(特定個人情報ファイル)の準備

副本の準備及びその正確性担保について

- 「 正本データ(1)」はこれまで団体で行われてきた業務・事務運用の下で適切に維持・管理されている前提です。「 正本データ」に基づき作成・登録される「 副本データ」の正確性(=) (データ項目の内容や登録する対象範囲) 担保は、「 副本データ(特定個人情報ファイル)」が「 正本データ」から正しく作成され、「 副本データ(特定個人情報ファイル)」が正常に「 副本データ」として登録されることで、実現されます。
- 副本の正確性担当の考え方は「本番用副本登録実施要領(地方公共団体向け)」の「1.7副本の正確性担保について」に示していますので確認してください。



1: 正本データは、既存システムで保持しているデータのうち、副本として登録すべきデータとして表記している。

#	確認対象	データ項目の内容の確認	登録対象範囲(件数)の確認
1	副本データ(特定個人情報ファイル)	「作成された「 副本データ(特定個人情報ファイル)」のデータ項目の内容が「 正本データ」と一致していることを、総合運用テストの結果等により、対象となる「 副本データ(特定個人情報ファイル)」の属性(業務的なバリエーション)等に応じてサンプルチェックする。	「 正本データ」が副本登録する対象として、もれなく「 副本データ(特定個人情報ファイル)」として抽出できていることを、件数の一致により確認する。
2	副本データ	「登録された「 副本データ」のデータ項目の内容が「 正本データ」と一致していることを、自治体中間サーバー接続端末を用いた特定個人情報の検索等でサンプルチェックする。	「 副本データ(特定個人情報ファイル)」が「 副本データ」として不足なく登録されていることを、処理結果件数から確認する。



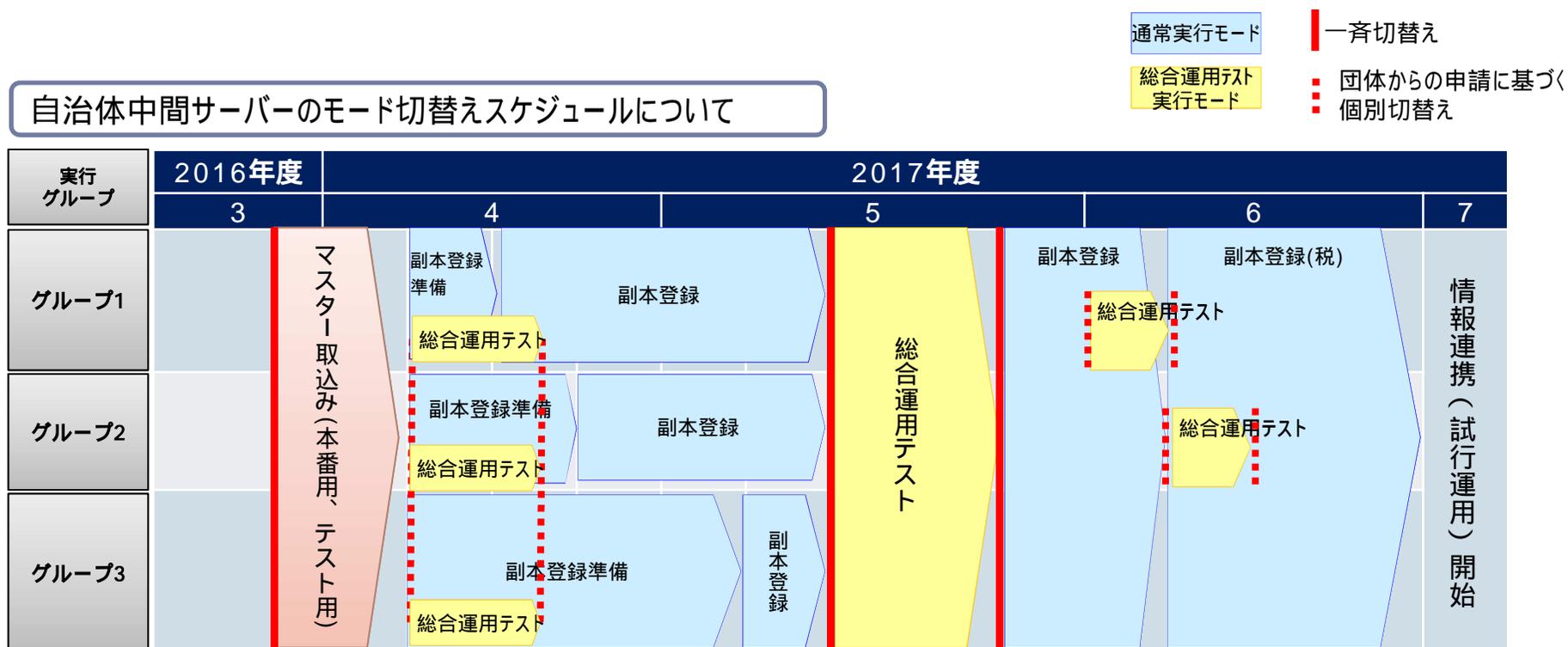
Point!

副本データ準備時に作成される「 副本データ(特定個人情報ファイル)」の正確性が担保されることが重要となります。

1.3 副本登録を行う上での前提作業

1.3.2 自治体中間サーバーの実行モードが通常実行モードに切り替わっていることの確認

- 4月に総合運用テスト実行モードとなっている団体は「本番用副本登録実施要領（地方公共団体向け）別紙4 自治体中間サーバー実行モード切替え依頼票」を提出している団体のみとなります。
- 自治体中間サーバーの実行モードは5月15日から5月26日の総合運用テストの期間以外は通常実行モードに切り替わっています。
- 総合運用テストにおける自治体中間サーバーの切替え日程については、別途連絡します。



1.3 副本登録を行う上での前提作業

1.3.3 情報提供NWS配信マスター及び独自マスタの適用完了確認及び部署登録

マスターリリースの配信日程

配信項目	通常実行モード	総合運用テスト実行モード
本番用マスターデータ	平成29年4月2日（日）までに配信実施	平成29年4月2日（日）までに配信実施
本番用マスターデータ	平成29年7月の情報連携（試行運用）開始までに実施する予定(詳細日程は調整中)	

情報提供NWS配信マスター及び独自マスタの適用

- J-LISにおいて、通常実行モード及び総合運用テスト実行モードの自治体中間サーバーに対し、情報提供NWS配信マスター及び独自マスタを適用します。
- 各地方公共団体においては、J-LISの作業後、その適用状況の確認を行ってください。（「操作マニュアル（システム管理者用）」-「4.3.2 情報提供NWS配信マスター情報管理」参照）
- 本番用マスターデータ 配信後には、事務マスターが別表第二に基づく内容に変更となることから、通常実行モード及び総合運用テスト実行モードにおいて自団体の自治体中間サーバーにおける部署登録（部署で取り扱う事務の設定）を再度行っていただく必要があります。「操作マニュアル（システム管理者用）」-「4.2.2 部署管理」を参照し、作業を行ってください。



Point!

- **本番用マスターデータ 配信前に行われた情報照会・情報提供は、本番用マスターデータ 配信後に有効な情報として引き継がれないので、**本番用マスターデータ 配信前に行われた情報照会に基づき、配信後に情報提供を行うことはできません。
- 既存システムにおいて情報提供NWS配信マスターや自治体中間サーバーの独自マスタを利用している場合は、地方公共団体においてこれらの適用を行ってください。

1.3 副本登録を行う上での前提作業

1.3.4 副本登録に必要な自治体中間サーバーのアカウント作成

- 地方公共団体のシステム管理者は、通常実行モードの自治体中間サーバーに対し、副本登録に必要な業務担当者アカウントを全て作成します。



Point!

通常実行モードでアカウントを作成するためには、情報提供NWS配信マスターが適用されている必要があるため、情報提供NWS配信マスター適用完了を確認してから実施してください。

1.3.5 作成済みの自治体中間サーバーのアカウント有効期限が切れていないことの確認

- システム管理者は、部署（行政区）の有効終了日を設定している場合、有効期限が切れていないかを確認してください。
- 必要に応じて、有効終了日の変更を行ってください。（ユーザのパスワード有効日数はデフォルトで90日となっています。）
- 業務担当者及びシステム管理者は定期的にパスワードを変更してください。



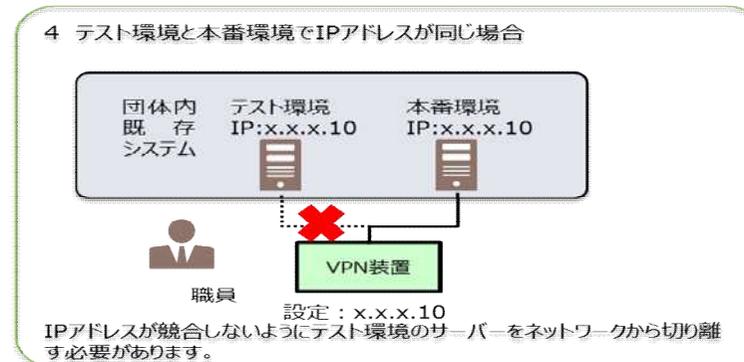
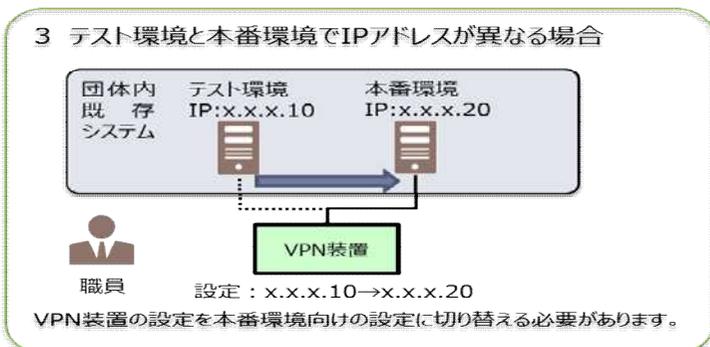
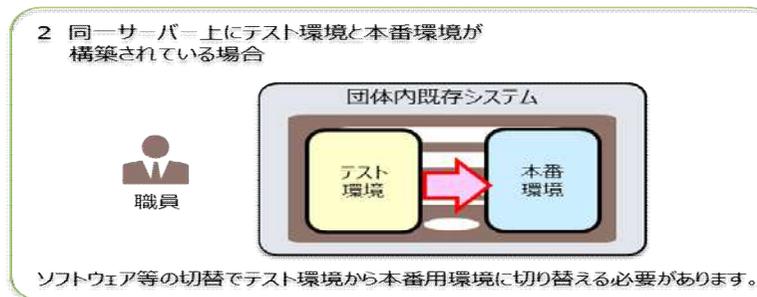
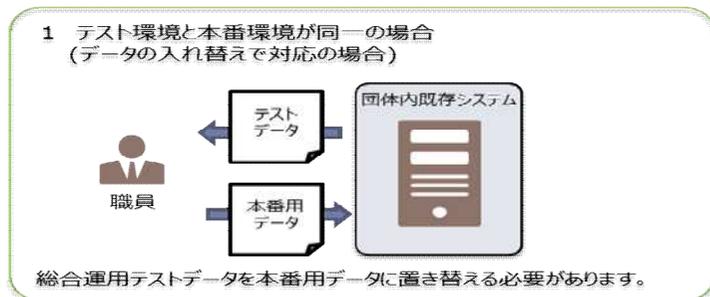
Point!

本番用初期符号取得時等にシステムアカウント、業務担当者アカウント及び部署等を作成している場合には、有効期限が切れている可能性があります。有効期限が切れている場合には、当該部署等に属しているアカウントでは自治体中間サーバーへのログインができなくなります。

1.3 副本登録を行う上での前提作業

1.3.6 既存システムが本番環境に切り替わっていることの確認

地方公共団体の持つ既存の業務システム(以下「既存システム」と呼びます。)の本番環境への切替え



VPN装置の設定切替の詳細は「VPN装置取扱マニュアル」-「4.7.8 NATの設定変更」を参照。

1.3.7 VPN切断が発生していないこと

VPN装置の接続確認

- 副本アップロード中にVPN切断が発生した場合には、アップロードに失敗し再度副本アップロードが必要になるなど手戻りが生じる可能性があります。
- VPN装置が常時自治体中間サーバーに正常に接続されていることを前提に、初期副本登録の実施や今後の地方公共団体・国機関等間の情報照会・提供が行われることとなります。
- 頻繁にVPN切断が発生する地方公共団体には、自治体中間サーバー・ヘルプデスクより、メールや電話にて解決策の提示を行っています。詳細については、自治体中間サーバー通信（第003号）「2.(4) VPN装置の接続状態の確認について」に記載しています。

1.4 副本登録の際の注意点・依頼事項

1.4.1 副本アップロード時（初期登録）に必ず守っていただくこと。

- 地方公共団体ごとに割り当てたデータ量以上にアップロードをしないでください。
- 地方公共団体ごとに割り当てたスケジュール以外にアップロードを行わないでください。
- 副本データアップロードは、1ファイルずつのアップロードとし、複数を並行に処理する多重アップロードをしないでください。
- 副本データアップロードを開始すると**アップロード完了まで中断することができません**。

（参考）LGWANからの事務連絡「セキュリティアップデート等大量データの送受信の実施時間について（依頼）」

【OS修正プログラム及びウイルス対策ソフトのパターンファイル等の受信時間の設定変更】

受信時間については、今回の副本登録を実行していない午前1：00から午前6：00の間に受信するよう各団体に設置している受信サーバー等の設定を変更してください。

LGWAN-ASP側で通信帯域を制限できる場合や、ウイルスパターンファイルがサイズが小さい場合は、上記時間以外の受信が可能な場合があります。詳細は利用しているLGWAN-ASPに確認ください。

【大量データの送受信を行う業務の実施時間について】

画像データ等大量データの送受信を行う業務についても、午前1：00から午前6：00の間に実施していただきますようお願いいたします。



Point!

- 割り当てたデータ量以上にアップロードを行った場合や割り当てた時間外にアップロードを行った場合、LGWAN回線の帯域を圧迫し他団体の副本データのアップロードが遅くなったり、コンビニ交付サービス等の通常業務に支障が生じる可能性があります。
- 地方公共団体に配付しているVPN装置は、LGWAN回線の自治体中間サーバー向け通信(アップリンク)の帯域制御が可能です。詳細は副本登録実施要領（地方公共団体向け）「2.4.2 自団体の初期登録スケジュール確認」（副本登録実施期間中のLGWAN利用に関する留意事項）を参照してください。
- 本番用副本登録を行う際に、東西POIと各都道府県ノード間のネットワークでフェールダウンを防ぐべく、LGWANの帯域制御の設定をJ-LISで行っています。

1.4 副本登録の際の注意点・依頼事項

1.4.2 事前の副本アップロード

- 全データのアップロードを行う前に、副本アップロードを行う環境を使用し、初期登録を行う本番用副本データのうち数件程度の副本登録を行い、副本登録が可能であることを確認してください。
- 本番用副本登録を行う全ての既存システム及び自治体中間サーバー接続端末から、全てのデータセットで1件以上を登録し確認を行ってください。
- これら事前確認の実施は、自団体に割り当てられていない日でも実施可能としますが、回線への影響を勘案してデータセット当たり数件程度の副本アップロードとしてください。



Point!

- 事前確認は自治体中間サーバーの通常実行モード(本番環境)で行うため、必ず本番用副本データを使用してください。
- 副本データを登録する際には、事前の副本アップロード作業で登録した副本データを再度登録することが可能です。再度登録した場合には、上書き登録となります。

1.4 副本登録の際の注意点・依頼事項

1.4.3 進捗状況の連絡

- 各地方公共団体は、初期登録における から を記載し、本番用副本登録実施要領（地方公共団体向け）「別紙5本番用副本初期登録進捗状況確認シート」を都道府県に連絡してください。

【副本アップロード作業日の予定と実績】

4月		税情報以外(1)																												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
初期登録スケジュール案																														
アップロード実行日(予定)																														
アップロード実行日(実績)																														

アップロード実行日(予定)を予定欄に記入する

アップロード実行日(実績)を実績欄に記入する

5月		税情報以外																													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
初期登録スケジュール案																															
アップロード実行日(予定)																															
アップロード実行日(実績)																															

初期登録の対象を記入する

特定個人情報単位に初期登録完了日の予定を記載する

【副本初期登録結果確認完了日の予定と実績(特定個人情報単位)】

管理番号	特定個人情報名コード	特定個人情報名	初期登録の対象	結果確認完了日	
				予定	実績
1	TM000000000000001	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項		2017/5/31	2017/5/31
2	TM000000000000002	地方税法その他の地方税に関する法律(条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)		2017/6/15	
3	TM000000000000003	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	x		

- 都道府県は、域内の市区町村及び一部事務組合・広域連合から送付された「別紙5本番用副本初期登録進捗状況確認シート」を取りまとめ、自団体の進捗状況と併せてJ-LISに下記のタイミングで送付してください。

【都道府県からJ-LISへの送付タイミング】

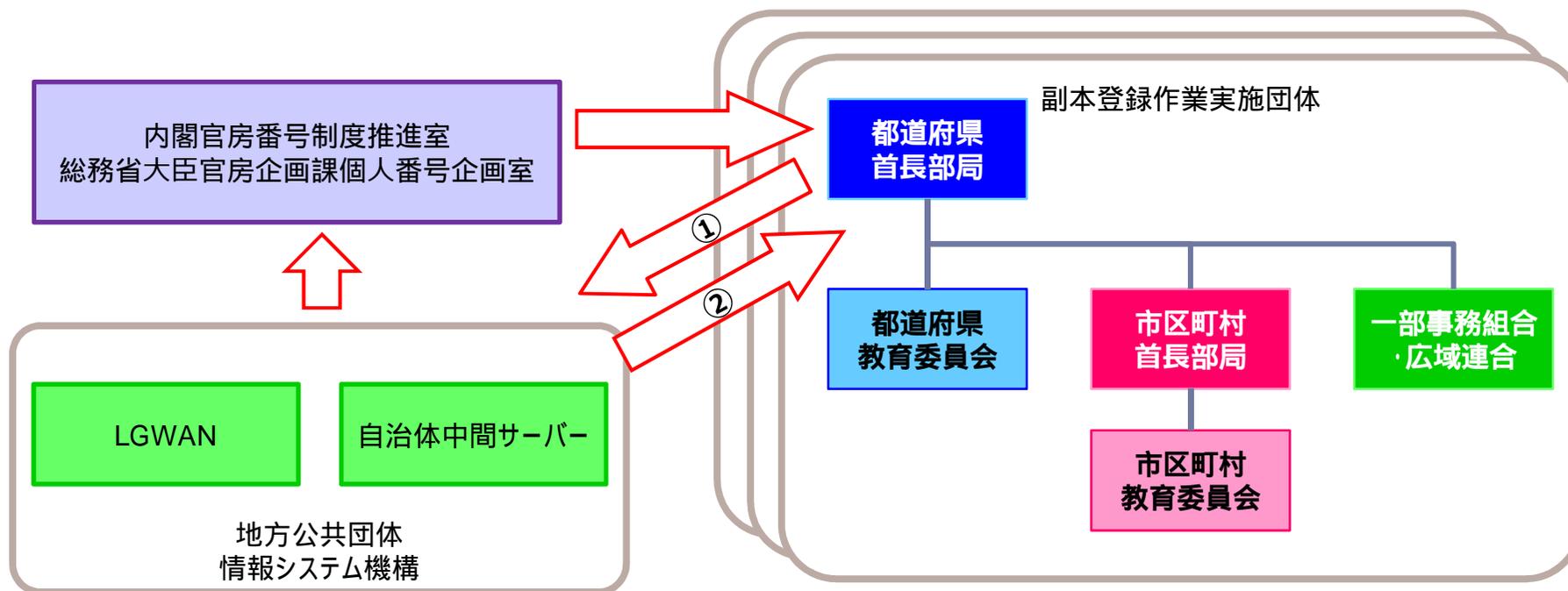
#	進捗締日	都道府県からJ-LISへの送付期限
1	平成29年5月9日(火)	平成29年5月12日(金)
2	平成29年6月6日(火)	平成29年6月9日(金)
3	域内全ての初期登録完了時	域内全ての初期登録完了時の翌開庁日

Point!

進捗状況の連絡はグループ3も含む、すべての地方公共団体が実施対象です。

1.4 副本登録の際の注意点・依頼事項

1.4.4 副本登録作業に係る体制図



#	連携内容
	初期登録スケジュールの都道府県またがりの調整依頼、都道府県内初期登録スケジュールの送付、自治体中間サーバーに関する問合せ、LGWANに関する問合せ、都道府県内の市区町村の進捗状況連絡等
	初期登録スケジュール案の提示、副本登録に関する留意事項の提供等
	必要に応じて都道府県からの進捗状況の報告等
	必要に応じて状況確認等

1.5 副本登録について(差分登録)

1.5.1 差分登録時の前提事項

- 差分登録対象となる特定個人情報の初期登録が完了していること
- 差分登録対象の正本情報が更新されていること
- 自治体中間サーバーが通常実行モードであること
- 1日の登録上限を初期登録で登録した総件数の5%以内とする
- 情報連携（試行運用）開始後の運用に則した副本登録方法で登録する



- 差分登録は、「別紙2_初期登録スケジュール」で策定したスケジュールに関わらず、自団体に割り当てられていない日でも実施可能とする(ただし、次ページで示す制約事項を守ってください)
- システム管理者は、副本登録実施要領（地方公共団体向け）「1.6.1 システム管理者による副本登録処理結果確認」を参照の上、業務担当者が実施した差分登録の処理結果を確認し、必要に応じて業務担当者に連絡してください。

1.5 副本登録について(差分登録)

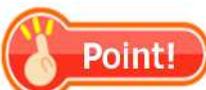
1.5.2 差分登録を行う際の制約事項

- 業務担当者間での作業や、定時処理による登録と即時処理による登録が競合する可能性があり、**即時処理が競合した場合には、即時処理がエラーとなるだけでなく、定時処理で行っている初期登録が中断され、初期登録スケジュールが遅延する可能性がありますので、次の制約事項を守ってください。**

【差分登録を行う方法別の制約事項】

#	登録方法	差分登録実施可能時間帯
1	自治体中間サーバー接続端末(定時)	8:00～24:00
2	自治体中間サーバー接続端末(即時)	グループ1(5月末まで)：19:00(前日の副本登録処理完了後)～21:00(1) 上記以外：13:00(前日の副本登録処理完了後)～21:00(1)
3	既存システム(XMLデータ連携)	8:00～24:00
4	既存システム(Webサービス連携)	グループ1(5月末まで)：19:00(前日の副本登録処理完了後)～21:00(1) 上記以外：13:00(前日の副本登録処理完了後)～21:00(1)

1：「前日の副本登録処理完了後」とは自団体の自治体中間サーバーでその日に処理する予定の定時処理が全て完了した時刻を指します。

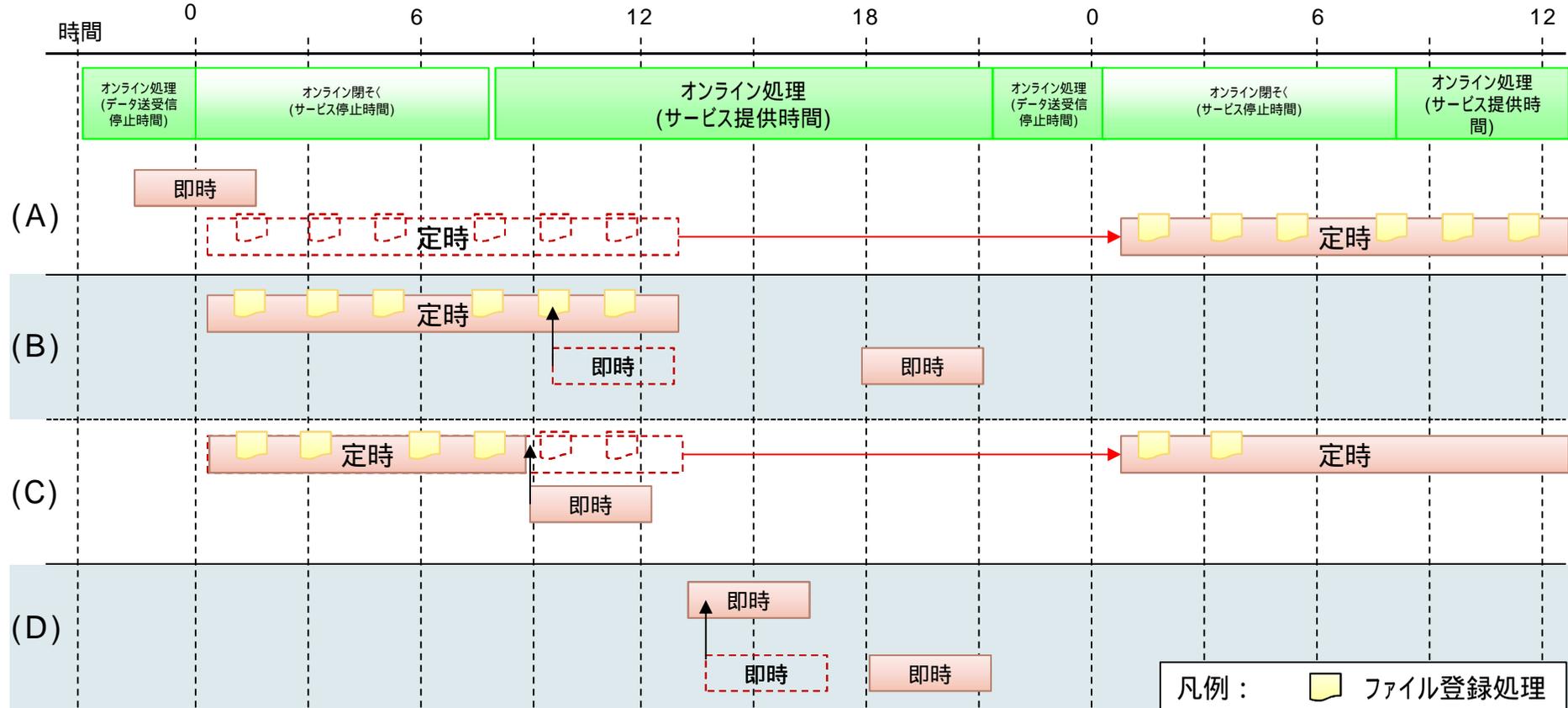


Point!

- システム管理者は、「副本登録実施要領（地方公共団体向け）」-「1.6.1 システム管理者による副本登録処理結果確認」を参照の上、業務担当者が実施した差分登録の処理結果を確認し、必要に応じて業務担当者に連絡してください。

1.5 副本登録について(差分登録)

1.5.4 定時処理による登録と即時処理による登録が競合した場合の挙動について



(A) 即時処理 実行中に定時処理 実行時間帯となった場合、定時処理は翌日の実行となる

(B) 定時処理 のファイル登録処理中に実行された即時処理 はエラーとなる(時間をおいて再実行する)

(C) 定時処理 のファイル登録処理とファイル登録処理の間で即時処理 が実行された場合、即時処理 が正常に実行され、定時処理で予定していた以降のファイル登録処理は翌日の定時処理での実行となる

(D) 即時処理 実行中に実行された即時処理 はエラーとなる(時間をおいて再実行する)

1.6 副本登録結果確認

1.6.3 業務担当者による副本登録処理結果確認

- アップロードした副本データの登録処理結果及び処理件数を(1)の方法で確認します。
- アップロードした副本のデータの登録処理でエラーが発生していないこと及び登録した処理件数に差異がないことを確認してください。
- 業務担当者による副本登録（初期登録及び差分登録）の処理結果確認では、アップロードした副本データの登録処理結果詳細を(2)及び(3)の方法で確認します。

(1) 副本データの登録処理結果及び処理件数の確認

- 副本登録処理の結果確認方法は、副本データのアップロード方法により異なります。
- 以下に自治体中間サーバー接続端末から登録した場合の確認方法を示します。既存システム（XMLデータ連携、Webサービス連携）から登録した場合の確認方法は、各既存システムの操作マニュアルに準じます。
- 自治体中間サーバー接続端末からメニューの[特定個人情報管理] - [要求ファイル登録結果一覧] をクリックすると、中間サーバー受付番号毎の処理結果が表示されます。(以下に画面例を示します)

中間サーバー受付番号	受付日時	要求者情報	処理ステータス	処理件数	エラー件数	結果詳細
0601201512170000000001	2015/12/17 20:41	zyoumstaff001	処理エラー	0	0	詳細
0601201512150000000005	2015/12/15 20:25	zyoumstaff001	処理完了	2	0	詳細
0601201512150000000004	2015/12/15 00:31	zyoumstaff001	処理完了	2	0	詳細
0601201512150000000003	2015/12/15 00:30	zyoumstaff001	処理完了	1	0	詳細
0601201512150000000002	2015/12/15 00:29	zyoumstaff001	処理完了	1	1	詳細
0601201512150000000001	2015/12/15 00:27	zyoumstaff001	処理完了	2	1	詳細

特定個人情報登録 結果一覧 SC_DBM_0103画面

1.6 副本登録結果確認

1.6.3 業務担当者による副本登録処理結果確認

(2) 特定個人情報の検索による詳細情報の確認

- 地方公共団体の業務担当者は、自治体中間サーバー接続端末又は既存システムで、登録した特定個人情報を検索し詳細情報を確認します。(以下に自治体中間サーバー接続端末から検索した時の画面例を示します)



特定個人情報検索 検索 SC_DBM_0201画面

検索条件入力
(詳細は操作マ
ニュアル(業務担
当者用)を参照)



特定個人情報検索 検索結果一覧 SC_DBM_0202画面

検索結果一覧か
ら確認する特定
個人情報を選択



特定個人情報検索 結果詳細 SC_DBM_0203画面

結果詳細
画面で詳細情報
の確認

1.6 副本登録結果確認

1.6.3 業務担当者による副本登録処理結果確認

(3) 突合用ファイルによる詳細情報の確認

- 自治体中間サーバー接続端末で、登録した特定個人情報の突合用ファイルをダウンロードし、詳細情報を確認します。

下図の「特定個人情報名コード」と「突合用ファイル出力担当者ユーザID」を選択及び入力することで、特定個人情報単位で全件出力が可能ですが、突合用ファイルのサイズが大きくなり、ダウンロード時にネットワーク帯域への負荷及び自治体中間サーバーへの負荷がかかります。

他の団体が実施している副本登録等に影響を及ぼす可能性がありますので、突合用ファイルの全件出力は実施しないでください。

初期登録において、突合用ファイルを出力して詳細情報を確認する場合は、「データセットの識別項目コード及びデータセットレコードのキー」を指定した上で、「副本登録日時」の範囲を**1分間(開始日時と終了日時を同じ日時に指定)の短い時間を指定**して出力してください。

報連携中間サーバーシステム

ユーザ名: 業務 四郎 ログイン日時: 2015/12/18 15:48
所属: 業務担当部 01 ログアウト

突合用ファイル出力 設定 SC_DBM_0701

特定個人情報名コード 特定個人情報名コード...

データセットの識別項目コード データセットの識別項目コード...

データセットレコードのキー 半角英数字で入力してください。 (完全一致)

特定個人情報の版番号 小数点以下を切り捨てた値を半角数字で入力してください。 (完全一致)

公開期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

突合用ファイル出力担当者ユーザID 半角英数字で入力してください。 (完全一致)

副本登録日時 年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで

クリア 確認

突合用ファイル出力 設定 SC_DBM_0701画面

突合用ファイル出力時の設定手順

1. 「特定個人情報名コード」を選択する
2. 「データセットの識別項目コード」を選択する
3. 「データセットレコードのキー」を入力する
4. 「突合用ファイル出力担当者ユーザID」を入力する
5. 「副本登録日時」()を入力する

「副本登録日時」に入力する日時は、**開始日時、終了日時ともに同じ日時を入力することで、指定した1分間の範囲で処理された件数**の突合用ファイルが作成されます。
副本登録処理時間中の任意の1分間を指定して突合ファイルを出力してください。
なお、副本登録の処理時間帯は、「4.5.3 副本登録処理結果確認」において、「処理完了日時」を確認することが可能ですので、「処理完了日時」までの任意の1分間を指定してください。

1.6 副本登録結果確認

1.6.3 業務担当者による副本登録処理結果確認

(3) 突合用ファイルによる詳細情報の確認 (その2)

突合用ファイル出力 出力対象ファイル一覧画面から出力対象を選択
(詳細をクリック)

種番	中間サーバー受付番号	特定個人情報コード	データセットの識別項目コード	データセットの識別項目の名称	詳細
1	080920151218000000001	TM0000000000001		住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	詳細
2	080920151218000000002	TM0000000000001		住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	詳細
3	080920151218000000003	TM0000000000002		地方税法その他の地方税に関する法律に基...	詳細
4	080920151218000000004	TM0000000000004		個人住民税情報	詳細

突合用ファイル出力 出力対象ファイル一覧
SC_DBM_0704画面

突合用ファイル出力 出力対象ファイル詳細画面から突合用ファイルをダウンロードします。

(ダウンロードしたファイルの内容は「操作マニュアル(業務担当者用)」-「付録1 業務担当者が扱うファイル」の「ファイルID : FI_DBM_0016」を参照)

中間サーバー受付番号	080920151218000000001
特定個人情報コード	TM0000000000001
特定個人情報名称	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項
データセットの識別項目コード	TK00000100000005
データセットの識別項目の名称	住民情報
データセットレコードのキー	
特定個人情報の版番号	
公開期間	
突合用ファイル出力担当者ユーザID	groustaff001
副本登録日時	
登録日時	2015/12/16 15:48:07
突合用ファイル	080920151218000000001_result.xml

突合用ファイル出力 出力対象ファイル詳細
SC_DBM_0705画面

Point!

- 副本登録処理結果確認後は、「別紙5_本番用副本初期登録進捗状況連絡シート」に実績を記入してください。
- アップロードした副本データは、アップロードした件数によっては当日中に全て登録されない場合があります。
- 副本登録処理結果確認で、ステータスが「処理待ち」状態であった場合には、翌日以降の夜間バッチ終了後に確認してください。

1.7 差分符号取得について

1.7.1 差分符号取得時の留意点

- 差分符号取得については、Digital PMOに掲載されている「平成29年4月から情報連携開始の間の本番用符号取得実施要領」を確認してください。
- 自治体中間サーバーが「通常実行モード」で稼働している期間で符号取得が可能です。
- 平成29年5月中旬（5/15-5/26予定）に、地方公共団体－国機関の機関間テストとして、自治体中間サーバーが「総合運用テスト実行モード」になる期間が予定されており、その間符号取得はできません。
- 総合運用テストの関係で、自団体の自治体中間サーバーが「総合運用テスト実行モード」になっている期間、当該団体は、符号取得はできません。

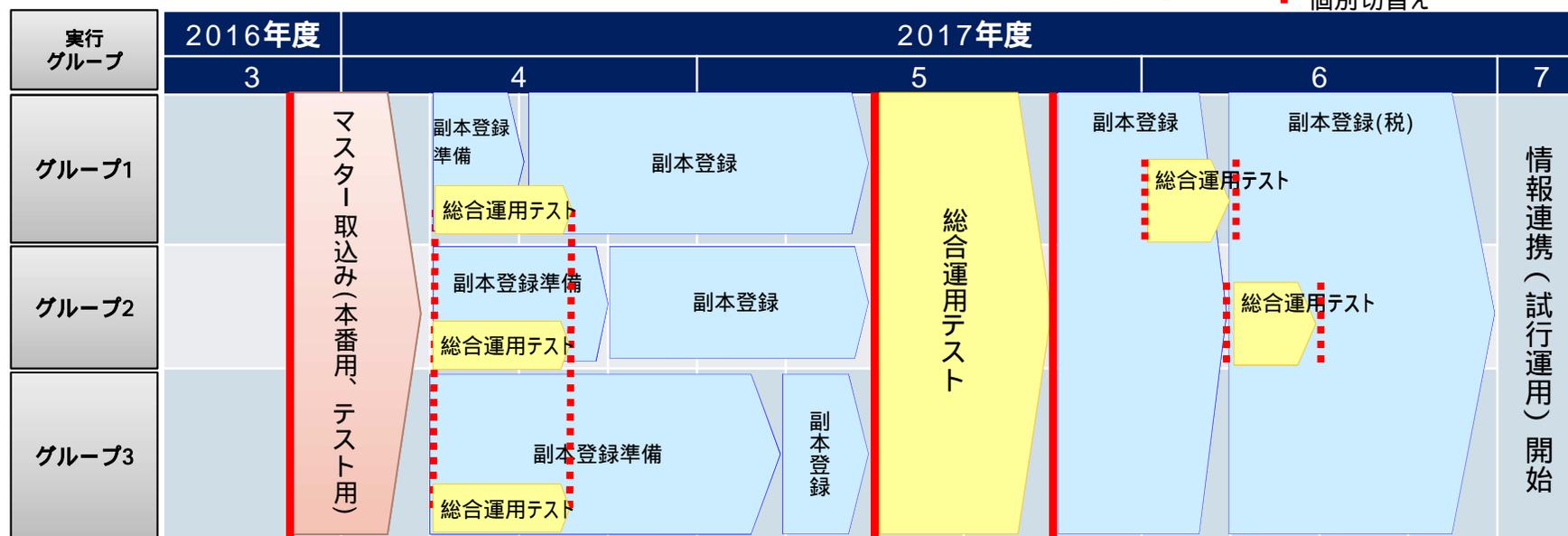
通常実行モード

一斉切替え

総合運用テスト
実行モード

● 団体からの申請に基づく
● 個別切替え

【差分符号取得可能時期】

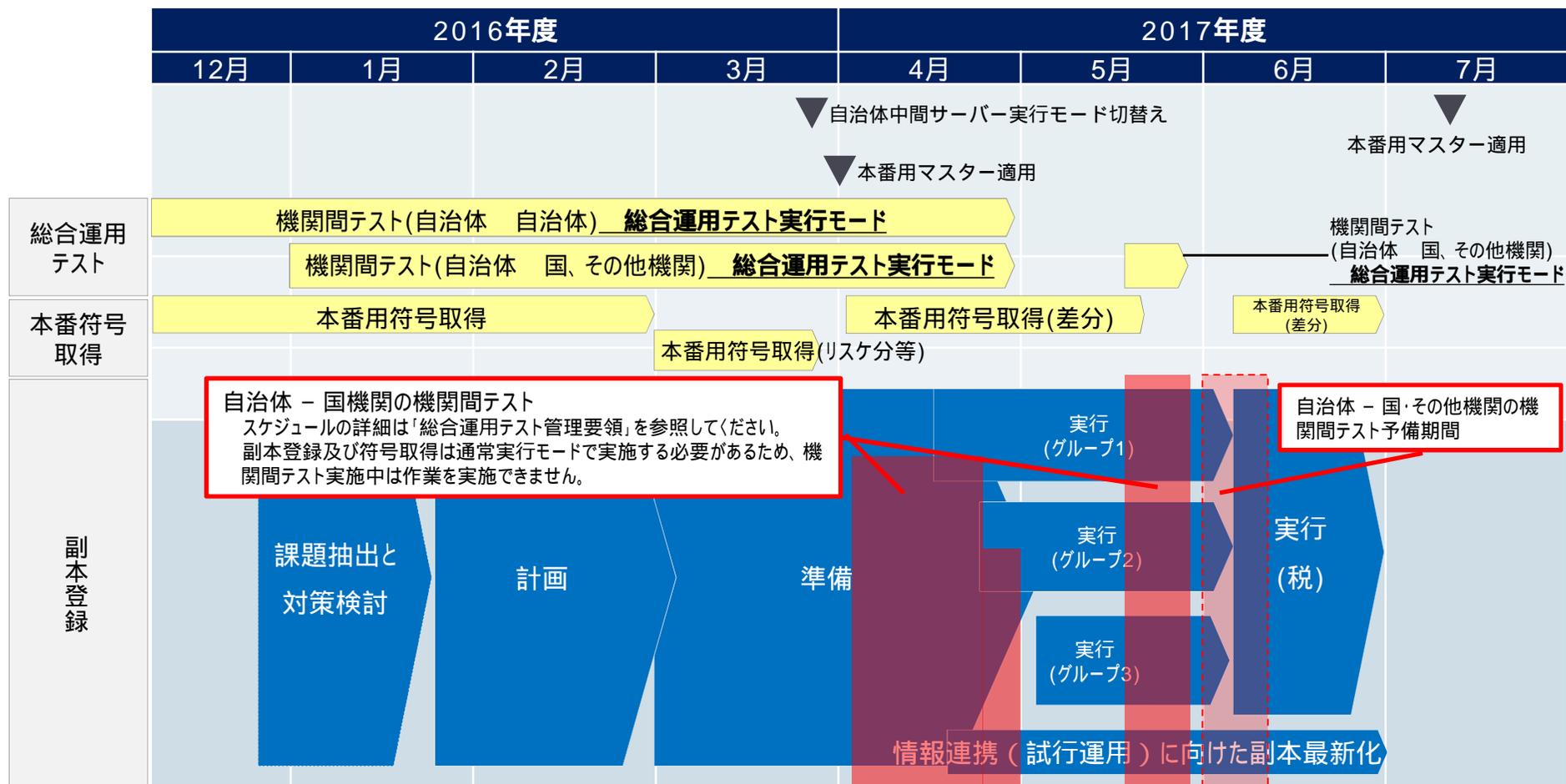


Point!

差分符号取得ができる日は、地方公共団体ごとに指定されていますのでご注意ください。

1.8 自治体－国機関の機関間テストについて

1.8.1 自治体－国機関のスケジュールイメージ



自治体－国機関の機関間テスト
 スケジュールの詳細は「総合運用テスト管理要領」を参照してください。
 副本登録及び符号取得は通常実行モードで実施する必要があるため、機
 関間テスト実施中は作業を実施できません。

自治体－国・その他機関の機
 関間テスト予備期間



Point!
 5月29日～6月16日のテスト予備期間において、中間サーバーの通常実行モードから総合運用テスト実行モードへの切替えを希望
 する際の詳細な手続き等につきましては、別途お知らせします。

1.9 情報連携（試行運用）に必要な部署・アカウントの作成、接続機器の登録

1.9.1 情報連携（試行運用）に必要な部署、アカウントの作成

- 副本登録を行う上での前提作業で「副本登録に必要な自治体中間サーバーのアカウント作成」を示しましたが、各地方公共団体の組織内の業務分担に応じて、情報連携（試行運用）に必要な部署登録と権限設定、各業務担当者のアカウント作成が必要となります。
- 「操作マニュアル(システム管理者用)」-「付録3 ロール及びシステム操作権限」に以下の初期ロールの説明が記載されていますので、アカウント及び権限設定の作成の際の参考にして下さい。

[業務担当者向け画面用ロール]

No.	ロール名	ロールID	概要
1	一般業務担当者ロール	9000000001	主に中間サーバーを介しての窓口業務を行う職員に払い出すロール。 副本に関わる業務、情報照会業務、情報提供業務等を可能とする。
2	情報提供等記録開示担当者ロール	9000000008	情報提供等記録開示業務を行う職員に払い出すロール。 開示用情報提供等記録の確認及び住民からの開示請求に応じて開示用帳票を出力する。
3	宛名・符号担当者ロール	9000000002	団体内統合宛名番号、符号に関わる業務を行う職員に払い出すロール。 団体内統合宛名番号の登録、符号取得要求、団体内統合宛名番号単位の自動応答制限設定、不開示設定等を可能とする。
4	宛名・符号管理者ロール	9000000003	団体内統合宛名番号、符号に関わる業務を管理する職員に払い出すロール。 特に、中間サーバーが保持する情報のキー情報となる団体内統合宛名番号、符号を正常に維持管理することに責任を持つ。 符号再取得要求、団体内統合宛名番号変更、団体内統合宛名番号削除等を可能とする。
5	突合用ファイル出力担当者ロール	9000000004	中間サーバーから突合用ファイルを出力することが可能な職員に払い出すロール。 突合用ファイル出力担当者は、突合用ファイル作成を特定個人情報取扱責任者に依頼する。
6	特定個人情報取扱責任者ロール	9000000005	中間サーバーにおける特定個人情報の取り扱いに責任を持つ職員に払い出すロール。 下記を実施することを可能とする。 機関間連携時の、情報提供の送信許可 突合用ファイル出力担当者の突合用ファイル作成依頼を受け、突合用ファイル作成指示を実施し、 突合用ファイル出力担当者による突合用ファイル出力を許可する
7	情報照会結果取扱責任者ロール	9000000007	中間サーバーにおける情報照会結果の取り扱いに責任を持つ職員に払い出すロール。 不正照会時の照会結果削除を実施することを可能とする。

[システム管理者向け画面用ロール]

No.	ロール名	ロールID	概要
1	システム管理者ロール	9000000006	中間サーバーにおけるシステム利用の管理者に払い出すロール。 ユーザ管理、権限管理等の管理業務を可能とする。



アカウント作成の際に、自治体中間サーバーから送付されるメールの受信が可能な「LGWANメールアドレス」を設定いただくようお願いします。メール受信できないLGWANメールアドレスを入力された場合、必要なメールが届かずに作業に影響が出る可能性があります。

1.9 情報連携（試行運用）に必要となる部署・アカウントの作成、接続機器の登録

1.9.2 情報連携（試行運用）に必要となる接続機器の登録

- 副本登録を行う上での前提作業で「副本登録に必要な接続機器情報を自治体中間サーバーに登録」を示しましたが、情報連携（試行運用）開始後に新たに自治体中間サーバーに接続する既存システムの機器があれば、システムアカウントを使用して接続機器情報を自治体中間サーバーに登録する必要があります。
- 「操作マニュアル(システム管理者用)」-「4.2.3接続機器管理」を参照し、登録作業をして下さい。

2.平成29年7月からの情報連携 (試行運用) 開始後の作業について

2.1 副本登録について

2.1.1 情報連携（試行運用）開始後に副本登録を行う際の留意事項

- 副本登録を行う時間帯については、自治体中間サーバーのシステムサービス提供時間及びデータ送受信機能停止時間であれば登録可能です。
- 法改正等により多量の副本登録を行うこととなった時には、初期登録時と同様に各地方公共団体における副本登録日程等を調整させていただく場合があります。その場合は自治体中間サーバー通信等によりお知らせします。
- 副本アップロード時には、LGWAN回線の帯域を大幅に使用する通信（Windows Updateやウイルスチェックソフトのパターンファイル更新等）を避けてください。



- 7月以降の副本登録の前提事項や制約事項は別途提示します。

2.2 情報照会に対する運用対応

2.2.1 情報照会に対する運用対応

自治体中間サーバーに自動応答不可を設定している特定個人情報に対して情報照会があった場合、情報提供者の地方公共団体の業務担当者による対応が必要となるため、7月からはこの業務を考慮した計画が必要となります。

- 副本の登録を行うことにより対応

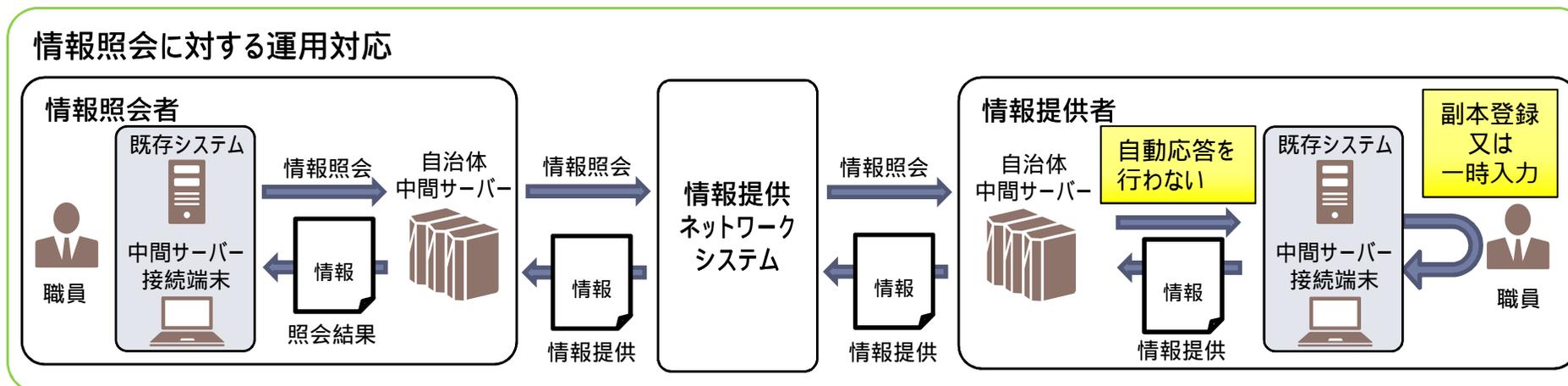
「システム方式設計書 別紙1-2 業務フロー凡例」

SKI-3：情報照会(自動応答不可 副本未登録 副本登録)参照

- 一時入力により対応

「システム方式設計書 別紙1-2 業務フロー凡例」

SKI-2：情報照会(自動応答不可 副本未登録 一時情報入力)参照



その他の運用作業については、「3 地方公共団体における運用について」に記載します。 - 33 -

2.3 情報提供・照会等の処理結果確認に関する注意事項

2.3.1 処理結果確認に関する注意事項

既存システム連携において各種処理結果の確認を行う際に、短時間で繰り返し処理結果確認を実施すると自治体中間サーバーに負荷がかかると共に、処理結果のデータが、ディスク領域を圧迫することになります。

処理結果確認を繰り返し行うような処理は見直し、必要な時にだけ実行するようにして下さい。

以下に問題となる可能性の高いインターフェイスを示します。

- 情報提供状況結果の取得 (IF_TKY_11312)
- 情報照会状況結果の取得 (IF_SKI_10712)

3.地方公共団体における運用について

3.1 地方公共団体における運用について

3.1.1 地方公共団体が行う運用作業

- 地方公共団体が自治体中間サーバーを利用するにあたり、日々行う運用作業については、「ASPサービス利用マニュアル 本編」、「4 情報保有機関が行う運用作業」にまとめていますので、ご確認ください。主な作業として次の項目があります。

項	作業項目	作業概要
1	ASPサービス利用に係る連絡対応	<ul style="list-style-type: none">・ 情報保有機関とJ-LIS及び自治体中間サーバー・プラットフォーム構築・運用事業者間でASPサービス利用に係る連絡調整を行う。・ 自治体中間サーバー・プラットフォームを起因とする障害が発生した場合は、ASPサービス利用に係る窓口担当部署の管理者及び担当者が、自治体中間サーバー・プラットフォーム構築・運用事業者からの連絡を受け、調整の上対応を行う。
2	VPN装置管理	<ul style="list-style-type: none">・ 機構から配付されたVPN装置を設置・設定し、その環境を適正に維持・管理する。
3	自治体中間サーバー用端末管理	<ul style="list-style-type: none">・ 自治体中間サーバーを利用するための端末を準備し、自治体中間サーバーに接続するために必要となる自治体中間サーバー用CA証明書の登録、更新を行う。
4	マスターメンテナンス	<ul style="list-style-type: none">・ 各情報保有機関内のシステム管理者アカウント及び業務担当者アカウントを必要に応じて作成、更新、削除し、適正にアカウント管理を行う。
5	セキュリティ管理	<ul style="list-style-type: none">・ 自治体中間サーバーを利用可能な環境とするために、自治体中間サーバー用の暗号化通信用等電子証明書及びコアシステム向け暗号化通信用等電子証明書の登録を行う。
6	操作記録管理	<ul style="list-style-type: none">・ 地方公共団体の内部統制統括部署などからアクセスログの提出依頼があった場合に、自治体中間サーバーのアクセスログを出力して提出する。
7	情報提供等記録管理	<ul style="list-style-type: none">・ 個人情報保護委員会から情報提供等記録の報告要求があった場合又は住民から情報提供等記録の開示請求があった場合に、自治体中間サーバーの情報提供等記録の開示を行う。
8	システム管理	<ul style="list-style-type: none">・ バッチ処理の状態確認や業務統計情報の確認など、システム情報の確認を行う。

3.1 地方公共団体における運用について

3.1.2 各種手続

- 人事異動に伴う窓口担当者の変更や情報保有機関内のシステム変更に伴う一時的なサービス停止等を行う際の主な手続として、次の項目があります。
- 詳細につきましては、「ASPサービス利用マニュアル 本編」 「5 各種手続」や自治体中間サーバー通信第14号の「別紙1 人事異動及び組織変更時に必要となる作業について」によりまとめていますので、必要に応じて提出をお願いします。

項	手続名	申請様式	入手方法	申請先	申請方法	申請期限
1	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の管理者又は担当者変更手続	自治体中間サーバー利用開始・変更連絡票	サポートサイト	ヘルプデスク	メール(LGWANメール) または サポートサイト問合せフォーム	変更後、5開庁日まで
2	VPN装置に係るVPN装置管理者の変更手続					変更後、5開庁日まで
3	VPN装置に係る設置場所情報の変更手続	VPN装置設置場所変更届	LGWAN 回線からの アクセスが 必要			1か月前まで
4	情報保有機関のサービス停止連絡手続（計画停止）	VPN監視抑止申請書				10開庁日前まで
5	情報保有機関のサービス停止連絡手続（障害）	-	-	-	ヘルプデスクに連絡。 ただし、電話受付時間 (9:00～18:00)以外の連絡 方法については、別途、通知 する。	-
6	サポートサイト管理者アカウントの再発行手続	-	-	-	ヘルプデスクに手続方法を 確認の上、申請を行う。	-
7	サポートサイト管理者及び担当者の変更手続					変更後、速やかに入力 (更新)をお願いします。
8	事務担当者情報の更新手続				サポートサイトに入力	
9	請求書送付先情報の更新					

4.自治体中間サーバー・ソフトウェア機能強化

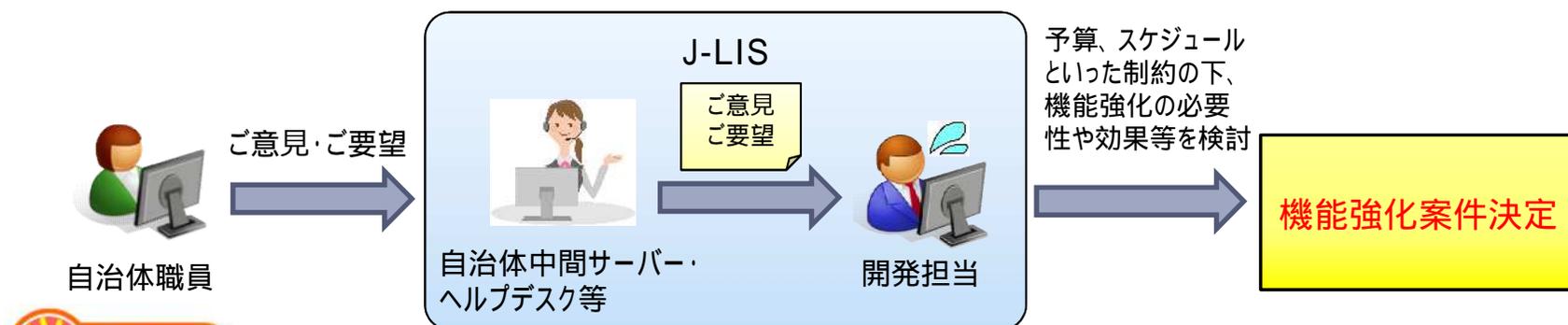
4.1 ソフトウェア機能強化実績と予定

自治体中間サーバー・ソフトウェアの機能強化の実績と予定を以下に示します。

項番	ソフトウェアリリース時期	機能強化に伴うドキュメント公開
1	平成29年4月（全団体を2グループに分けて10日、17日にリリース）	平成29年3月24日
2	平成29年7月（情報連携（試行運用）開始前）（予定）	平成29年4月から順次（予定）
3	平成29年12月～平成30年1月（予定）	平成29年11月～12月（予定）
4	平成30年度上期（予定）	平成30年度上期（予定）

- 平成29年度は、情報連携（試行運用）開始を踏まえて、業務運用上必要性の高い機能強化を優先して対応予定です。
- 自治体中間サーバー・サポートサイトのFAQに掲載しているソフトウェアの不具合についても、機能強化と併せて対応を行います。
- 機能強化の時期、ドキュメント公開日については、詳細が決まり次第、自治体中間サーバー通信等でお知らせします。

機能強化内容決定までのプロセス



Point!

- 自治体中間サーバーに関するご要望等は、自治体中間サーバー・ヘルプデスクまでお寄せください。

4.2 ソフトウェア機能強化内容（平成29年4月）（1）

平成29年4月に行った機能強化の中から、三つの機能強化内容を紹介します。

- 機能強化の一覧は、自治体中間サーバー通信（第014号）に掲載しています。

パスワード関連機能の強化

業務担当者

パスワード有効期限切れ14日前から毎日

機能強化



ログイン

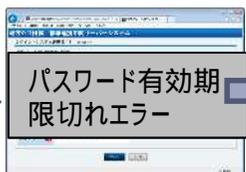


お知らせ一覧
「パスワードロックアウト期限まで残り 日です。パスワードを変更してください。変更はこちらから。」

パスワード有効期限切れ



ログイン



システム管理者にパスワードの初期化依頼

Point!

- 定期的にパスワードの変更を実施してください。

システム管理者

パスワード有効期限切れ14日前から毎日

機能強化



ログイン

LGWANメール
中間サーバーのシステム管理者のパスワード有効期限が迫っています



自治体中間サーバー

パスワード有効期限切れ



ログイン



パスワード変更画面に遷移

パスワード有効期限が切れ、
変更なく90日経過後



ログイン



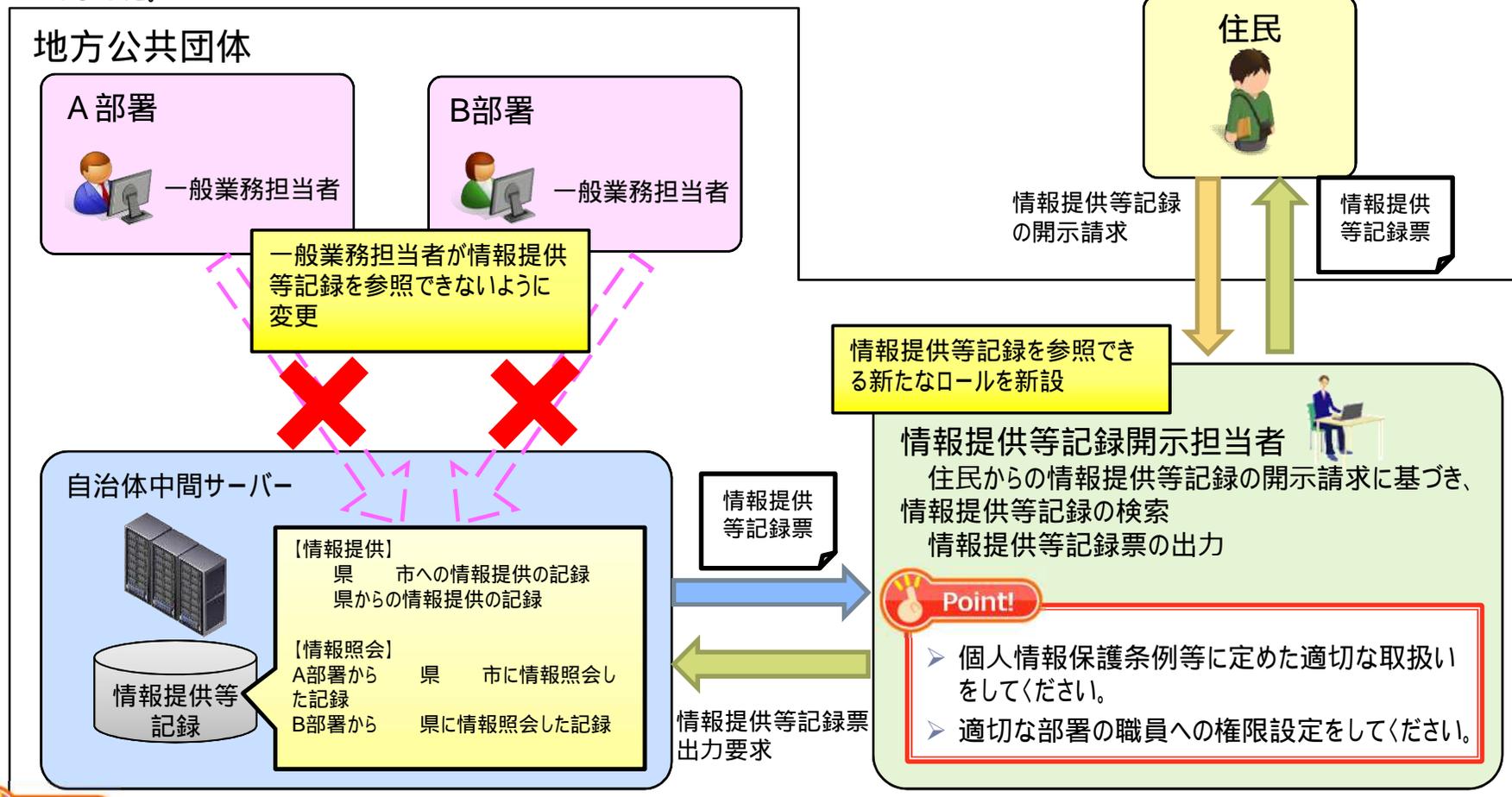
機能強化

別のシステム管理者がいる場合：初期化依頼
いない場合：自治体中間サーバー・ヘルプデスクに連絡

4.2 ソフトウェア機能強化内容（平成29年4月）（2）

情報提供等記録の参照権限の見直し

- 特定個人情報の適正な取扱いを目的とし、業務担当者の情報提供等記録管理機能の操作権限の見直しを実施しました。



Point!

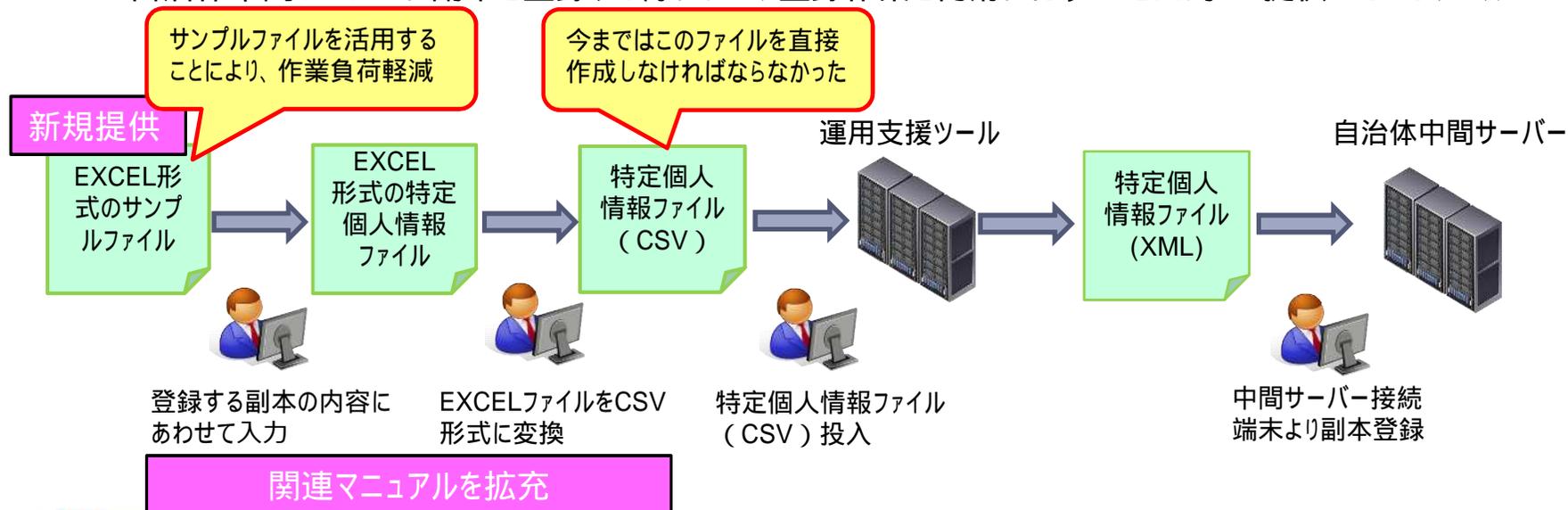
- ▶ 一般業務担当者が情報照会・情報提供の行われた結果の確認を行う場合は、「情報照会状況管理」や「情報提供状況管理」を利用してください。

4.2 ソフトウェア機能強化内容（平成29年4月）（3）

運用支援ツールの機能強化

- 運用支援ツール（ ）の利便性向上、団体側の作業軽減を目的とし、入力ファイルとして使用する特定個人情報ファイル（CSV）のEXCEL形式のサンプルファイルを提供しました。サンプルファイルから特定個人情報ファイル(XML)作成までの流れを以下に示します。

自治体中間サーバーに副本を登録する際にデータ登録作業を円滑に行うことを目的とし提供しているツール



Point!

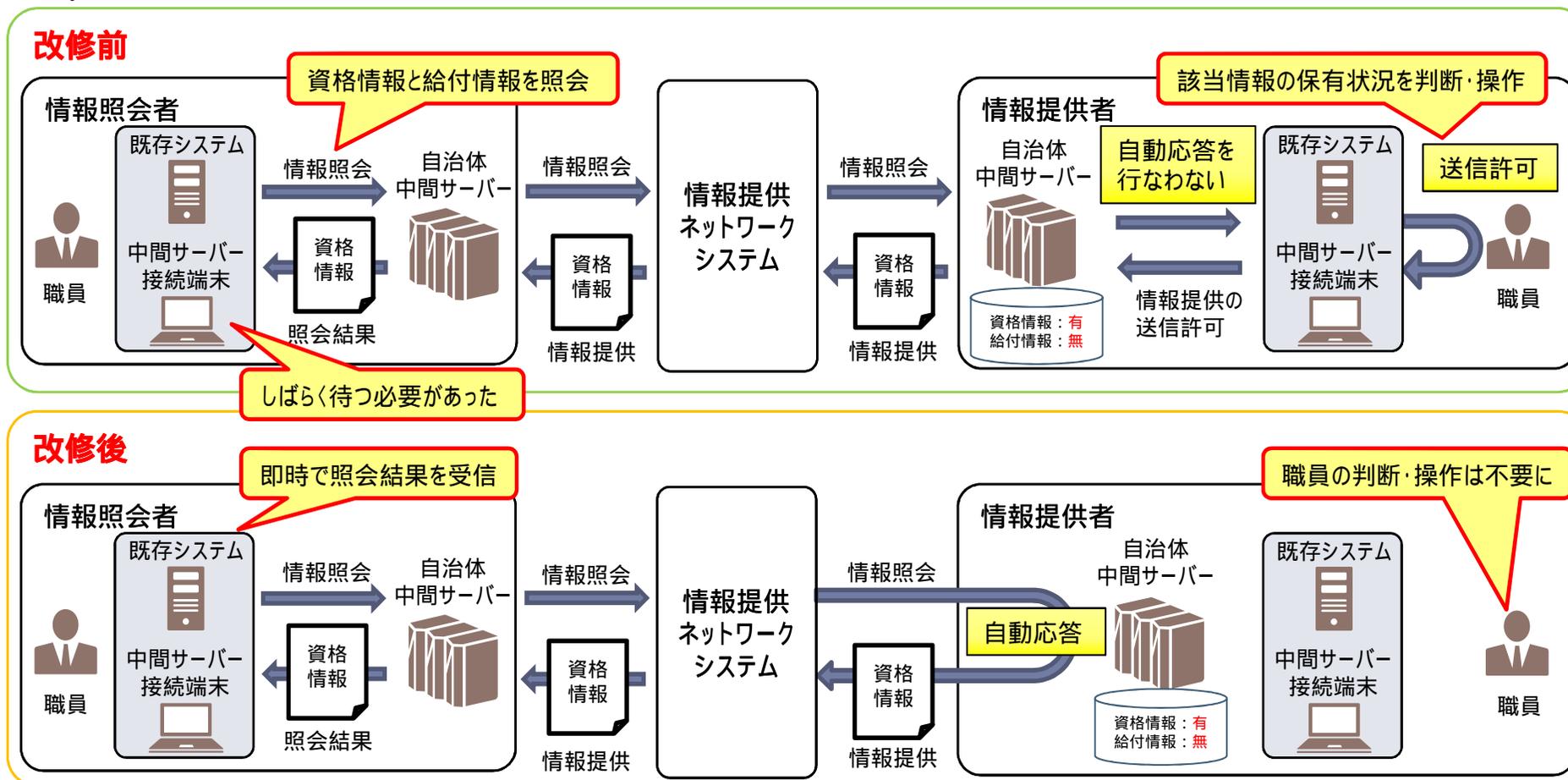
- 作成した特定個人情報ファイル(XML)の副本登録方法は、「操作マニュアル（業務担当者用）」-「4.4.1 特定個人情報（連携対象）の登録・削除」を参照してください。
- EXCEL形式のサンプルファイルと併せて、EXCEL形式のサンプルファイルから特定個人情報ファイル（CSV）の作成方法を記載した「運用支援ツール（リファレンス）別紙2 特定個人情報ファイル（CSV）の作成方法について」も公開しましたので御確認ください。

4.3 ソフトウェア機能強化内容（平成29年7月）（1）

「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」（以下「共通指針」という。）の改訂を受けて、情報提供に係る機能強化を実施

複数のデータセットから構成される特定個人情報の提供（自動応答）

例）資格情報と給付情報のデータセットで構成されている特定個人情報のうち、資格情報のみ副本を登録している場合



4.3 ソフトウェア機能強化内容（平成29年7月）（2）

■ 副本が登録されていない場合の情報提供エラーの自動応答

- 複数又は単一のデータセットから構成される特定個人情報において、提供の求めがあった特定個人情報のデータ項目すべてが副本として登録されていない場合には、システム改修後は職員の運用を介することなく情報提供エラー（該当の情報が存在しない旨の通知）を自動応答します。

■ 留意事項

- 内閣官房から提供されている「正本及び副本登録・更新に係る基本ルール」に記載のとおり、正本データが確定又は登録（更新）された日の翌々開庁日の業務開始前までに、自治体中間サーバーの副本データを登録（更新）してください。
- やむを得ない事情により、情報照会を受けた都度、提供データの登録を行う場合には、あらかじめ「自動応答制限設定」を設定してください。
- 機能強化や運用する上での留意事項の詳細については、「自治体中間サーバーにおける特定個人情報の取扱いについて」の改版等によりお知らせします。



Point!

- 自治体中間サーバー接続端末より自動応答制限を設定する方法は、「操作マニュアル（業務担当者用）」-「4.4.3 自動応答制限設定の設定」を参照してください。

4.7 ソフトウェア機能強化内容（平成29年12月～平成30年1月）

ソフトウェア機能強化として、以下の案件について検討する予定です。

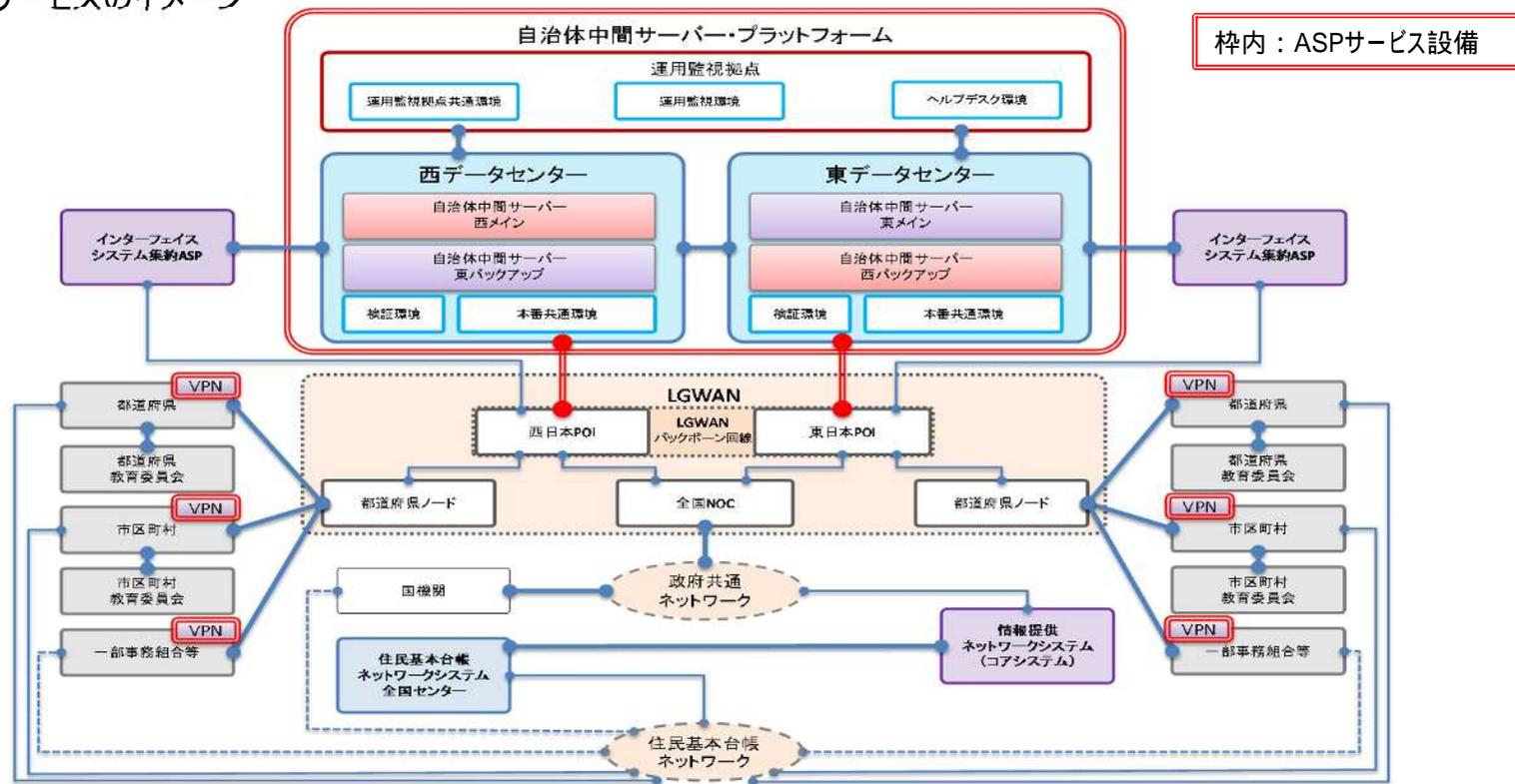
項番	機能強化候補案件	検討予定の内容
1	自治体中間サーバーから送信されるメールの見直し	業務の運用を的確に行えるよう、自治体中間サーバーから送信されるメールの送信頻度及び内容等の見直しを検討します。
2	エラーメッセージ等の改善	画面に表示されるエラー等のメッセージを改善し、マニュアル等を見ずに操作者が次のアクションを具体的に想起できるようにして操作性の向上を検討します。
3	副本複数該当時の取扱いの見直し	照会条件に合致する情報は存在するが複数合致し一意とならない場合、情報提供エラーにより対処するのではなく適切な対処を講ずることができるようにすることを検討します。
4	特定個人情報検索画面（結果一覧画面）での表示項目の追加	特定個人情報検索画面（結果一覧画面）に表示項目（データセットレコードのキー等）を追加し、特定個人情報の確認等における操作性の向上を検討します。
5	情報照会結果の権限制御方法の強化	組織構成によっては、同一部署であっても特定個人情報の取扱いを一部職員にのみ制限する等の取扱いがなされていないことを踏まえ、情報照会結果の参照権限を必要最小限に留める機能強化を検討します。
6	職員認証・権限管理情報の照会機能等追加	人事異動に係る部署改廃・ユーザの登録・更新作業及びアカウントの棚卸し等の確認作業負担を軽減するため、職員認証・権限管理情報の照会機能の追加と照会結果を出力（CSV、PDF）する機能強化を検討します。
7	アクセスログの運用性の向上	団体が効率的に監査業務等を行うことができるよう、アクセスログに係る機能強化を検討します。
8	突合用ファイルのダウンロード性能改善	LGWAN越しに行われる副本登録内容突合用ファイルのダウンロードについて、処理対象データの増加時等にも円滑に処理が実施できるような対策を検討します。
9	データ標準レイアウトの改版（平成30年7月予定）に向けた対応	次回のデータ標準レイアウトの改版に向けて、共通指針（平成29年1月の改版）で規定された補足情報（版と有効期間、業務年度）に係る自治体中間サーバーの対応と既存システムへの連携を検討します。また、自治体中間サーバーで整備している独自マスタの見直しも検討します。
10	中間サーバー閉塞時等に通知されたお知らせ・情報連携等への対応	情報提供ネットワークシステムから通知される要求電文（お知らせ・情報連携）の処理について、システムエラーや業務閉塞等によるエラーが発生した場合に団体が直ちに検知することができない課題を解消することを検討します。

項番1～8は平成28年度中に地方公共団体からヘルプデスクに寄せられた要望に基づき検討を予定しているものです。また、項番9、10は、制度や情報提供ネットワークシステムに適合するための対応を予定しているものとなります。なお、予算、スケジュールの制約により、検討の結果、機能強化を見送る場合があります。

5. 自治体中間サーバー・プラットフォームASP サービスについて

5.1 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスについて (1)

5.1.1 全体サービスのイメージ



- ・東西 2 箇所に拠点を集約し、各情報保有機関が共同で利用する。
- ・データベースは、各情報保有機関ごとに明確に区管理する。
- ・業務継続性を考慮し、東西 2 箇所の拠点間で相互バックアップを行う。
- ・中間サーバー・プラットフォームを総合行政ネットワーク (LGWAN) におけるASPサービスとしてサービスを提供する。
- ・各情報保有機関と中間サーバー・プラットフォームは、機構が配付・保守するVPN装置を用いて接続する。

5.1 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスについて (2)

5.1.2 業務サービス

- 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスとして、J-LISが情報保有機関に提供する業務サービスは以下の内容です。

項	サービス名	概要
1	自治体中間サーバー・ソフトウェア機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令(政令省、公示、条例等含む。)等に基づき情報保有機関において行われる、特定個人情報の情報照会・提供等業務及び符号取得業務等を実施
2	自治体中間サーバー・サポートサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・ ASPサービスに関するお知らせ情報の掲示機能、マニュアル等のダウンロード機能、技術的な質問や問題を解決するためのサポート情報(FAQ等)及び受付フォームからの問い合わせ機能を提供
3	自治体中間サーバー・ヘルプデスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本サービスに関する問い合わせを受け付けるヘルプデスクの提供 ・ ヘルプデスクは、原則として、サポートサイトの問合せ受付フォーム、メール、FAXからの問合せを受け付け

5.1.3 運用サービス

- 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスを構成するシステムの監視及び運用をJ-LISが行います。

項	サービス名	概要
1	自治体中間サーバー・プラットフォームの監視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体中間サーバー・プラットフォームを構成するサーバー機器、ネットワーク機器及びソフトウェア・アプリケーションのシステム監視を実施 ・ システムに障害が発生した場合は、速やかに調査・対応を行い、障害を復旧
2	VPN装置の監視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報保有機関に配置されるVPN装置と自治体中間サーバー・プラットフォームに配置されるVPN装置間の接続状態を監視 ・ 連絡外の切断を検知した場合は、VPN装置管理者に対してヘルプデスク担当者から連絡を取り、VPN装置交換等による復旧を実施
3	データ・バックアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体業務データやシステムデータのバックアップを日次で実施 ・ システム障害が発生し団体業務データやシステムデータが消失する等リストアが必要となった場合、機構はバックアップデータからリストア
4	バージョンアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体中間サーバー・ソフトウェアのバージョンアップや、自治体中間サーバー・プラットフォームで使用するソフトウェア等のパッチ(セキュリティパッチ等)適用を必要に応じて実施
5	ログ管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体中間サーバー・ソフトウェア及び自治体中間サーバー・プラットフォームのログを保存・管理 ・ 保存・管理したログは、不正アクセスの追跡、システム障害時の原因特定、セキュリティ調査等、本サービスの安定的かつ継続的な提供に利用

5.1 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスについて (3)

5.1.4 サービス提供時間

- システムサービス提供時間、データ送受信機能停止時間、ヘルプデスク受付時間、サポートサイト利用時間及び運用監視提供時間は、原則として以下のとおりです。

対象		時間	曜日
業務サービス	自治体中間サーバー	システムサービス提供時間	08:00～21:00 月曜日～金曜日
			09:00～17:00 土・日・祝日
		データ送受信機能停止時間	21:00～00:00 月曜日～金曜日
	サポートサイト利用時間	LGWAN回線からのアクセスが必要 1:30～24:30	365日（保守作業時を除く）
	ヘルプデスク(電話)受付時間	09:00～18:00	月曜日～金曜日 (土・日・祝日・年末年始を除く)
	ヘルプデスク(メール、FAX)受付時間	24時間	365日（保守作業時を除く）
運用サービス	運用監視提供時間	24時間	365日

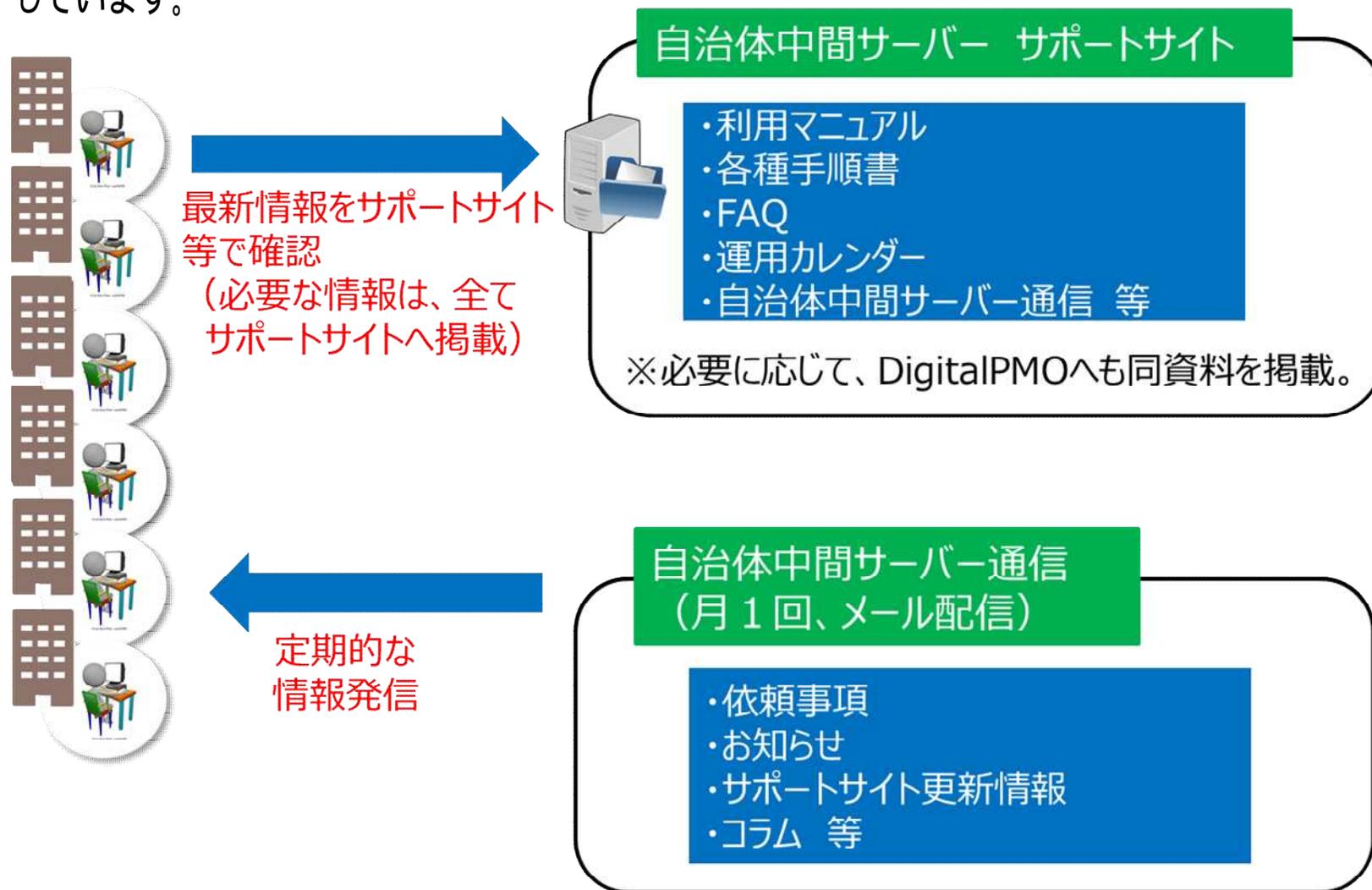
5.1.5 サービスの一時的な停止及び通知について

- 自治体中間サーバーのメンテナンス等によりサービス提供時間に変更が生じる際には、事前に自治体中間サーバー通信及び自治体中間サーバーサポートサイト等によりお知らせします。

5.2 地方公共団体への支援について (1)

5.2.1 地方公共団体への情報提供

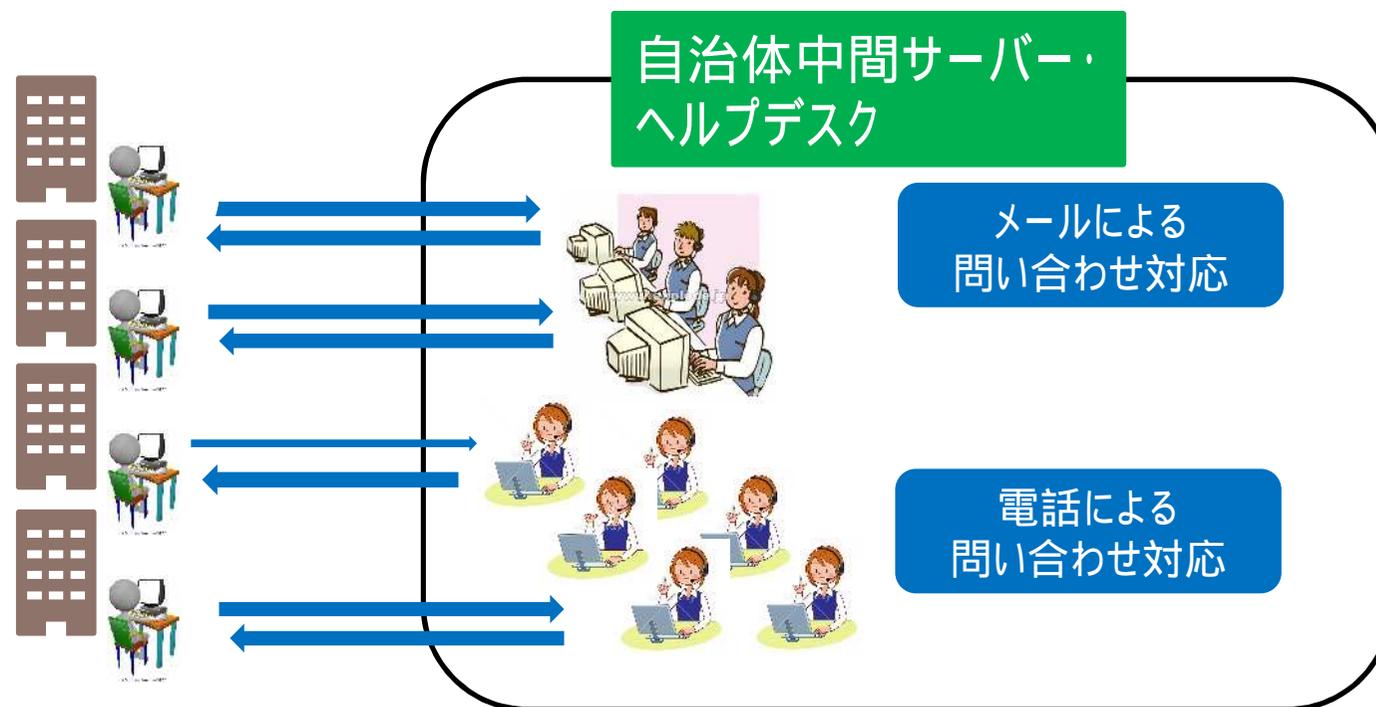
- 自治体中間サーバー・サポートサイトや自治体中間サーバー通信等により必要な情報を提供しています。



5.2 地方公共団体への支援について (2)

5.2.2 地方公共団体（情報保有機関）からの問い合わせ対応・導入支援

- 各地方公共団体からの問合せに対して的確に回答するため、専用窓口を設置し、問い合わせ対応・導入支援を実施しています。



Point!

- 遅くとも5営業日以内に回答することとしています。
- 正確かつ的確にお答えしたいので、なるべくお問い合わせフォーム又はメールで行ってください。

5.3 自治体中間サーバー・プラットフォームのセキュリティ対策

- 本サービスで扱う特定個人情報を不正アクセスや侵入等の脅威から守るために、様々な対策を講じています。

項番	セキュリティ対策項目	概要
1	利用者の役割ごとのアクセス権限	自治体中間サーバー・プラットフォームのシステム運用者の役割ごとのアクセス権限を設定する。
2	不正アクセスの検知、証跡ログの取得	不正アクセスや過剰なアクセスによるシステムダウン等を防止するための対策及び検知を実施する。また、団体業務データへのアクセス等の証跡ログを記録し、不正アクセス監視及び改ざん検知を実施する。
3	サーバ認証等によるなりすまし防止	サーバ認証等によりなりすまし防止を実施する。
4	マルウェア対策	ウィルスやワーム等の悪意のあるソフトウェアによる脅威に備えるためマルウェア対策を実施する。
5	暗号化によるデータ保護	通信、データベース及びバックアップデータを暗号化することによりデータ保護を実施する。
6	物理対策	運用監視拠点及び東西DC拠点の入退室時における不正な侵入を防止する対策を実施する。また、東西DC拠点及び運用監視拠点の各拠点間通信は、専用回線を用いて閉域性を確保し、第三者によるアクセスを遮断する。
7	情報セキュリティ監査	情報セキュリティを維持・管理する仕組みが適切に整備・運用されているかを点検・評価するために、外部によるセキュリティ監査実施者による情報セキュリティ監査を年1回実施する。

